

平成30年 4月29日現在

機関番号：32682

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2017

課題番号：25370876

研究課題名(和文) 16-19世紀におけるトスカナの封建貴族層とその社会的役割

研究課題名(英文) Feudal nobles and their roles in Grand Duchy of Tuscany from sixteenth to nineteenth century

研究代表者

北田 葉子 (KITADA, YOKO)

明治大学・商学部・専任教授

研究者番号：30316161

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,800,000円

研究成果の概要(和文)：トスカーナ大公国における封建貴族の役割を、16世紀から19世紀という長期的スパンで検討した。君主国が成立した16世紀から、トスカーナの封建貴族は当初は軍事職で、のちには宮廷職で活躍した。彼らは君主と密接な関係で結ばれ、君主にとって貴重な信頼できる臣下となった。しかし18世紀になると、封建貴族に圧力がかかるようになり、彼らの特権も侵害されていく。それでも彼らは軍事や宮廷の役職は保持し続け、行政職でも活躍した。1815年にはすべての封土が廃止されるが、その後も彼らは名士であり続けた。トスカーナの君主国の成立からイタリア王国の成立まで、封建貴族は常に指導的な役割を保持していたといえるだろう。

研究成果の概要(英文)： My aim is to study the role of feudal nobles in Grand Duchy of Tuscany from sixteenth to nineteenth century. Feudal nobles entered in Grand Ducal army and Florentine court from sixteenth century. Their ties with Medici prince have been very strong. They were better subject of Grand Duke than Florentine citizens who were sometimes incredible because of their belief of republicanism at least in sixteenth century. In eighteenth century they became more controlled and their privileges were violated more and more, but they kept offices in the army and the court, sometimes also in the government. In 1815 all the fiefs in Grand Duchy was abolished, but they continued to be elites until the kingdom of Italy was formed. We would say feudal nobles acted as leaders in Grand Duchy from sixteenth to nineteenth century.

研究分野：西洋史

キーワード：イタリア史 近世史 貴族史

## 1. 研究開始当初の背景

本研究を開始する前に、トスカーナ大公国の宮廷を研究し、その中で人数は少ないものの継続的に宮廷に入り、また軍人としても活動している封建貴族層に注目することになった。共和国から君主国に変わったトスカーナ大公国が近世・近代国家へと整備されていくうえで、封建貴族たちの動きが重要であると考え、本研究を開始した。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、近世・近代のトスカーナ大公国における貴族の実態とその社会的役割を明らかにすることである。君主国成立までは市民たちの陰に隠れていた封建貴族たちは、君主国の成立とともにエリート層となった。彼らは18世紀以降には政治的な力は失っていくが、一部は19世紀においても大きな影響力を保持し続けたといわれている。彼らが近世・近代においてどのように変化し、またどのような役割を担っていたかを明らかにしたい。

## 3. 研究の方法

近世においてトスカーナ大公国の宮廷職・軍事職についていた四家、すなわちモンテ・サンタ・マリア侯ブルボン家、モンタウト侯バルボラーニ家、カステル・デル・リオの領主アリドーシ家、ヴェルニオ伯バルディ家をケース・スタディとして扱うことにし、この四家の近世・近代における活動状況を考察した。一族全体の活動のためには、家系研究の大家であるパッセリーニやセプレゴンドの研究および郷土史家の研究などを利用し、全体像をつかんだ。宮廷職や軍事職への就任については、フィレンツェ古文書館の史料を利用した。

とくに重要と思われる16世紀の近世国家形成期については、フィレンツェ古文書館のMediceo del PrincipatoやMagistrato Supremoという史料群を利用し、君主と封建一族の関係を解明した。バルディ家についてはこのほかにフィレンツェ古文書館にあるバルディ家の文書も利用した。18・19世紀については、既存の研究や同時代の史料を利用して、四家のその後の活動を追った。

## 4. 研究成果

### (1) バルディ家のケース

バルディ家は、もともとメディチ家とは姻戚関係もあり、二代目の君主コジモ1世(在位1537-74)とはその即位時から密接な関係にあったと思われる。バルディ家の当主であったグアルテロットは、分家の四兄弟と確執があり、トスカーナ大公国の君主コジモ1世と連携して、この四兄弟を抹殺することになる。コジモ1世はグアルテロットに様々な恩恵を与え、彼の「殺人」にも協力した。封建貴族の暴力的な世界とともに、彼らと君主の密接な関係を示す事例である。

またグアルテロットの世代は、影からメディチ家を支えるだけだったが、その子供の世代からは宮廷で活躍するようになり、名実ともに大公国のエリート層となる。

### (2) ブルボン家のケース

ブルボン家は、コジモ1世の即位までメディチ家とは密接な関係を持っていなかったが、1540年にジャンマッティアが当主となると、メディチ家との関係を密にするようになる。彼らは当初は軍人としてメディチ家に仕え、君主との関係はかなり密接なものとなった。君主と封建貴族であるブルボン家の間には、ギブ・アンド・テイクの関係が成り立っていたと思われる。君主は保護を提供する代わりに、辺境に住み、ほかの君主との関係も持つブルボン家のネットワークから情報を手に入れることができた。

ブルボン家もまた、ジャンマッティアの子どもの世代から、宮廷人を多く送り出す点は、バルディ家と同様である。

### (3) バルボラーニ家のケース

バルボラーニ家では、フェデリコの活躍が目立っている。彼は軍人としてコジモ1世に仕えたのち、シエナ総督として長期間活動する。この時期の封建貴族としては異例の地位である。コジモ1世の信頼も厚いが、長い間封土から離れて活動しているため、フェデリコの書簡には、封建貴族としての彼の活動を読み取れるものは少ない。彼の息子の代から宮廷人を輩出することは、前二家と同様である。

### (4) アリドーシ家のケースとマジストラート・スूपレーモ

アリドーシ家は、トスカーナ大公国には接していない飛び地の封土を持ち、また17世紀には断絶してしまう点で、ほかの三家とは異なっている。またコジモ1世のもとで早くから宮廷職や大使職に就いた点でも異色である。さらに、この一族は当主と分家の間で1550年代から60年代にかけて絶え間なく争いを続けており、彼らのコジモ1世あての書簡のほとんどはこの争いに関するものである。

彼らの争いは、主にマジストラート・スूपレーモという最高裁判所を舞台として行われた。その史料を見ていくと、封建貴族を管理・利用しようとする君主の態度と同時に、辺境の封建貴族と君主の関係が、ほかの君主に乗り換えることも可能な危ういものであると同時に、君主の拘束力がかなりの程度及ぶものであるという二面性を持つものであることが明らかになった。

### (5) 17~19世紀における封建貴族たち

アリドーシ家を除いた残りの三家は、20世紀まで生き延びることになる。17・18世紀には宮廷人を輩出し、要職にも就いている。

1737年にメディチ家の君主の血筋が絶え、ロレーヌ家が代わって君主となるが、この外国人君主のもとでも彼らの活動は続いた。神聖ローマ皇帝フランツ1世の息子ピエトロ・レオポルドの治世(在位 1765-90)には、カルロ・バルディが監獄監督官、フェデリゴ・バルボラーニが土地税(デーチマ)監督官、フィリッポ・ブルボンがリヴォルノ総督を務めていたことが分かっている(Pietro Leopoldo d'Asburgo Lorena, *Relazione dei dipartimenti e degli impiegati (1773)*, Firenze, Olschki, 2011, p. 157, 184, 253. ただしバルボラーニ以外の二人は酷評されている)。

もっとも君主との関係がよかったわけではなかった。1749年に司法の分野での封建領主の権限などを制限する封土法が施行され、バルディ家とブルボン家はこれに抵抗し、少なくともブルボン家は古くからの特権の多くを守った。18世紀の後半には、皇帝封土を持つこの三家は、皇帝から上納金を求められるようになり、また特権への制限も激しくなり、その対処に苦慮するようになる。封土はフランス軍が来るまで保たれるが、その後フランス支配のもとにおかれた。この時期にもまだ彼らの力が全く衰えたわけではなく、フランス支配下で作られたトスカーナの有力家系リストの中には、ブルボン家とバルディ家の名前が見られる(R. P. Coppini, *Il Granducato di Toscana dagli anni francesi all'Unità*, Torino, UTET, 1993, p. 137)。

しかしウィーン会議では、復活したトスカーナ大公に封土の接收権が認められ、1815年、封土は消滅した。それでも、オッタヴィオ・バルボラーニは、この君主のもとで飢饉対策などに活躍したことが知られているし(A. Zobi, *Storia civile della Toscana dal 1737 al 1848*, Firenze, Molini, 1850-52, vol. 3, p. 158)、アンドレア・ブルボンは、トスカーナの農業理論・技術学校の設置委員会のメンバーになっている(C. Ridolfi, *Dell'istituzione in Toscana d'una scuola teorico-pratica d'agricoltura*, Firenze, Pezzati, 1831, p. 48)。そしてイタリア王国が統一されると、三家とも貴族の地位を再び認められることになる。

#### (6) 結論

封建貴族たちは、トスカーナ大公国の成立後、比較的早い時期に君主と密接な関係を結んだ。共和政の信奉者が多いフィレンツェ市民と異なり、君主に忠誠を誓う彼らは、君主にとって信頼できる臣下となった。彼らは軍事職や宮廷職に就き、君主の信頼に応えた。

しかし18世紀になると新しい価値観の中で、封建貴族の特権には制限が加えられるようになった。それでも彼らはエリート層の地位を保ち、宮廷職や軍事職だけでなく、行政の分野でも活躍をつづけた。19世紀の初めには封建的貴族という地位も失うことにな

るが、トスカーナ大公国の中で一定の地位を保ち続ける。君主国という枠組みの中で、時代によって位置づけは異なるものの、封建貴族としての彼らは基本的に国家をけん引する役割を常に担っていたといえるだろう。

彼らはイタリア王国の誕生によって再び貴族の地位を獲得するが、以後は目立った活動はなくなる。唯一有名なのは、ブルボン家の末裔ヴィルジニア・ブルボンがフィアットの創業者ジョヴァンニ・アニェッリの息子エドアルドと結婚したことであろう(1919年)。20世紀半ばにはバルディ家は絶えてしまい、現存しているのはバルボラーニ家とブルボン家である。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

##### [雑誌論文](2件)

Yoko KITADA, "I Bardi di Vernio e Cosimo I: aspetti dei rapporti feudali", in *Archivio storico italiano*, 173(4), pp. 605-636 (査読付)  
北田葉子「トスカーナ大公国における封建貴族層 コジモ1世時代のモンテ・サンタ・マリア候ブルボン家 (査読付)」『明治大学人文科学研究所紀要』78, 1-29頁

<https://m-repo.lib.meiji.ac.jp/dspace/handle/10291/18507>

##### [学会発表](計1件)

北田葉子「ニコロ・カンパーナ：ポローニャにおけるメディチ家のエージェント(1539-51)」2017年8月9日、イタリア中近世史研究会(晴海グランドホテル)  
北田葉子「トスカーナ大公国における封建貴族とコジモ1世 アリドーン家の一族間係争と君主」2018年3月22日、イタリア近現代史研究会(明治大学)

##### [図書](計2件)

北田葉子『マキアヴェッリ 激動の転換期を生きぬく』山川出版社、2015年  
高橋進・村上義和(編著)『イタリアの歴史を知るための50章』明石書店、2017年(北田葉子、第17章「16世紀のイタリア」、第18章「17世紀のイタリア」pp. 122-135)。

##### [産業財産権]

出願状況(計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：

出願年月日：  
国内外の別：

取得状況（計 件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

北田葉子 (KITADA, Yoko)  
明治大学・商学部・教授  
研究者番号：30316161

##### (2) 研究分担者

( )

研究者番号：

##### (3) 連携研究者

( )

研究者番号：

##### (4) 研究協力者

( )